

## 公益社団法人 ON THE ROAD 旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、職員および有期契約職員の出張について定める。

2 この規程は、当法人の役員、職員、嘱託職員、契約職員およびパートタイム職員、アルバイト、その他この法人が雇用する者の出張に関する事項について準用する。

### (出張)

第2条 出張は、次のとおりとする。

#### (1) 日帰り出張

片道 100 キロメートル(鉄道料数による)以上で、旅行時間と出張先の滞在時間が8時間を越えて、当日中に帰宅する場合の出張。

#### (2) 宿泊出張

宿泊しなければ、出張の目的を達成されない場合で、代表理事の承認があった場合の出張。

#### (3) 国外出張

日帰り、宿泊を問わず、代表理事から国外への出張を命ぜられた出張。

### (出張命令)

第3条 出張は、すべて出張命令によって行う。

2 出張命令は、出張者が事務局長以上の場合は代表理事が発し、出張者がその他の職員である場合は代表代行もしくは事務局長が発する。

3 出張命令は、所定の手続により行う。

### (出張費)

第4条 出張旅費は、別表のとおりとする。

2 交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとする。

3 出張旅費は、概算費用の前払いとし、出張終了後速やかに精算するものとする。

4 別表にかかわらず、上位者と同行する場合は、同行者が事務局長の場合は代表理事、同行者がその他の職員である場合は代表代行もしくは事務局長の承認を受け、上位者と同額の出張旅費を支給する。

5 宿泊出張の場合において、正午以降の出発または正午以前の帰着の場合の日当は、半額とする。

6 国外への出張旅費は、実費支給とし、代表理事の承認を得るものとする。

### (出張中の就業期間)

第5条 出張中の勤務は、所定の労働時間を勤務したものとみなす。

第6条 以上の定めにかかわらず、代表理事は理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和4年3月15日理事会決議)

別表

	鉄道	航空機	宿泊費：実費 (上限)	日当
役員・顧問	普通	エコノミー	15,000	当面の間無報酬
事務局長	普通	エコノミー	15,000	当面の間無報酬
その他	普通	エコノミー	12,000	当面の間無報酬